

議第25号

高山市白川村公平委員会の共同設置に関する規約の変更について

高山市白川村公平委員会の共同設置に関する規約を次のように変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公務員法の改正に伴い変更しようとする。

高山市白川村公平委員会の共同設置に関する規約の一部を改正する規約

高山市白川村公平委員会の共同設置に関する規約（平成16年高山市告示第145号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経費) 第6条 公平委員会の設置及び運営に関するすべての経費は、均等割及び職員数割により算出して、関係市村が負担する。ただし、特定の団体に対する <u>不服申立て</u> 等により特別の経費が発生したときは、当該特別の経費は、当該団体が負担する。	(経費) 第6条 公平委員会の設置及び運営に関するすべての経費は、均等割及び職員数割により算出して、関係市村が負担する。ただし、特定の団体に対する <u>審査請求</u> 等により特別の経費が発生したときは、当該特別の経費は、当該団体が負担する。
2 (略)	2 (略)

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。